

雪嶺会支部規程

(目的)

第1条 この規程は、「雪嶺会会則」第2条第2項に基づく支部（以下「支部」という。）の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 支部は卒業学科別、地域別又はクラブ別に設置することができる。

2 支部は、学校法人北海道科学大学（以下、「法人」という。）設置校各同窓会が雪嶺会と合併した場合、法人各設置校の文化・形態を考慮し、学校別又は学部別に設置することができる。

(組織)

第3条 学科支部は卒業学科単位に設置するものとする。ただし、これらの学科を連合して設置することができる。

2 地域支部は都道府県又は市町村単位に設置するものとする。ただし、これらの地域を連合して設置することができる。

3 クラブ支部は北海道科学大学公認の課外活動団体単位に設置するものとする。ただし、これらの団体を連合して設置することができる。

4 雪嶺会と合併後の法人各設置校の学校支部は、学部、学科単位に設置することを妨げない。

5 雪嶺会と合併後の法人各設置校の学部支部は、学科単位に設置することを妨げない。

(設置)

第4条 支部を設置するときは、設立趣意書、事業計画、支部会則、発起人名簿（代表者を含む正会員5名以上）及び会員名簿を提出しなければならない。ただし、会員名簿不備の場合は会員数をもって代え、後日提出することができる。

(助成)

第5条 支部には別に定める「支部助成に関する要領」に基づき助成するものとする。

(報告)

第6条 支部は毎年本部に所在地並びに支部長外役員名及び会員数を報告しなければならない。

2 支部は支部総会を毎年1回開催し、活動報告書と決算書を支部統一書式で本部に提出しなければならない。

(休部、廃部、再開)

第7条 各支部の休部、廃部の手続きは、当該支部長名による指定書類（休部・廃部届）を本部に提出し常任幹事会において審議し幹事会の承認を得ることとする。また、再開の場合も同様（再開届）とし、同時に第4条第1項の書類も提出する。

2 各支部は、休部、廃部の承認を受けた後、最終決算書、繰越金等の精算を行うこととする。

3 現支部の発展を目的とした名称、地域支部のエリア、その他支部の合併又は分割等による改編が必要となった場合、当該支部長名による指定書類（改編届）と同時に第4条第1項の書類を本部に提出し、常任幹事会において審議し幹事会の承認を得ることとする。また、改編に伴い現支部が休部又は廃部となる場合は、同条第2項に基づき精算を行うこととする。

4 常任幹事会は、各支部の発展を目的とした休部、廃部、改編の提案ができる。なお、この場合幹事会において協議の上承認を得ることとする。

(罰則)

第8条 第6条に定められた報告が2年以上行われないときは、常任幹事会において審議し幹事会の議を経て支部の承認を休止または取り消すことがある。

2 第6条に定められた報告がないとき又は決算書において支出が飲食代のみの決算内容の場合は、その翌年度の支部援助金の交付を常任幹事会において減額または停止することができる。

(支部長の業務)

第9条 支部長は幹事会に出席し、支部を代表して意見を述べることができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は常任幹事会において審議し幹事会の議を経て決定する。

附則1. 本規程は、昭和54年10月1日より施行する。

1. 本規程の改正は、平成10年4月1日より施行する。(学科支部関連の改正)
1. 本規程の改正は、平成18年4月1日より施行する。(クラブ支部関連の改正)
1. 本規程の改正は、平成26年4月1日より施行する。(同窓会名変更及び第2条「職域支部設置」の削除に伴う改正)
1. 本規程の改正は、2019年4月1日より施行する。(「支部助成に関する要領」の制定と、休部、廃部、再開に関する条項追加、見出しの追記及び第1条の表現訂正に伴う改正)
1. 本規程の改正は、2020年4月1日より施行する。(法人設置校の同窓会支部関連の追加)
1. 本規定の改正は、2021年4月1日より施行する。(報告、罰則の条文組換え及び支部の改編関連の追加に伴う改正)